

スポーツ施設利用料金の減免に関する基準

第1条（総則）

この基準は、鎌倉市スポーツ施設条例（昭和31年3月条例第8号、以下条例という。）第3条に規定する指定管理施設設備（以下「施設等」という。）の利用料金の減免の取扱いに関し、条例第9条の規定により必要な事項を定めるものとする。

第2条（減免割合）

第1項 施設等の利用料金の減免は、次の各号のいずれかに該当する場合は行うものとし、その減免の割合は、当該各号に定めるとおりとする。

第1号 市が主催若しくは共催するスポーツ行事等のために利用するとき。 **10割**

第2号 国又は他の地方公共団体が主催若しくは共催するスポーツ行事等のために利用するとき。 **5割**

第3号 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第22条に規定する市内の社会福祉法人または市内の福祉活動を行っている団体が自らのスポーツ行事等のために利用するとき。（例 ・鎌倉はまなみ ・虹の子作業所 等） **5割**

第4号 体育関係団体（当該団体に加盟しまたは参加する単体としての団体は除く）が開催するスポーツ行事等のうち、指定管理者が特に必要として認めたとき。 **5割**

第5号 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する市内の学校若しくは幼稚園または児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条に規定する市内の保育所（以下「学校等」という）が自らスポーツ行事等に利用するとき。
学校等の区分に応じ、次に定める割合とする。

ア 市立の学校等 **10割**

イ その他 **5割**

第6号 中学校体育連盟が主催するスポーツ行事等のために利用するとき。 **10割**

第7号 高等学校体育連盟が主催するスポーツ行事等のために利用するとき。 **5割**

第8号 その他前号に準じ指定管理が必要であると認めたとき。（**10割**または**5割**のうち指定管理者が認める場合）

子爆弾被害者の援護に関する条例に基づく援護資格認定証を受けた人

第2項 次に掲げる物が施設等を個人利用するときは、利用料金を免除するものとする。

第1号 市内に住所を有し身体障害者手帳の交付を受けた者及びその介助者1人

第2号 市内に住所を有し療育手帳の交付を受けた者及びその介助者1人

第3号 市内に住所を有し精神障害者保険福祉手帳の交付を受けた者及びその介助者1人

第4号 市内に住所を有し鎌倉市原子爆弾被爆者の援護に関する条例に基づく援護資格
認定証の交付を受けた者

第3項 前項に掲げる者が利用料金の免除を受けようとするときは、その事実を証する手帳等を提示するものとする。

第3条 (その他の事項)

この基準に定めるもののほか、施設等の利用料金の減免に関し必要な事項は、指定管理者が定める。